

JADA-RTP/TP 居場所情報管理細則

1 概要

1.1 目的

本管理細則は、「2015年版日本アンチ・ドーピング規程」（以下、「日本規程」という）5.6項並びに「検査及びドーピング調査に関する国際基準（2017年1月1日）」（以下、「ISTI」という）4.8項および付属文書Iに規定される居場所情報の提出及びその関連義務並びに各種手続についての詳細を定めることを目的とする。

1.2 定義

1.2.1 JADA-RTP 競技者

「JADA-RTP 競技者」とは、ISTI 付属文書Iが定める居場所情報関連義務を負う者として JADA が指定する競技者をいう。

1.2.2 JADA-TP 競技者

「JADA-TP 競技者」とは、JADA-RTP 競技者と同様の居場所情報を提出することが求められているが、ISTI で定義される居場所情報関連義務違反が記録されない者として JADA が指定する競技者をいう。

2 対象者選出基準

JADA-RTP 又は JADA-TP として登録される競技者(以下「JADA-RTP/TP 競技者」という)は、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

- ① JADA が検査を実施する必要性が高いと判断する競技者
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という）のアスリート助成制度の対象となる競技者

3 JADA-RTP/TP 競技者の責務

3.1 居場所情報提出及び更新

JADA-RTP/TP 競技者は、原則として世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が提供するシステムである ADAMS（Anti-Doping Administration and Management System）を通じて、ISTI 付属文書Iが求める居場所情報を提出し、また更新しなくてはならない。

3.2 ADAMS 以外の方法による提出および更新

前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により ADAMS による居場所情報提出が困難な場合、書面送付（メール、FAX、郵送等）による居場所情報提出

も可とする。また、更新については前記の書面送付による方法のほか、JADA
が指定する電話番号に連絡する方法も可とする。

3.3 提出期限

四半期毎の居場所情報の提出期限は、以下の通りとする。

第1四半期（1～3月） 前年12月31日

第2四半期（4～6月） 3月31日

第3四半期（7～9月） 6月30日

第4四半期（10～12月） 3月31日

提出期限が遵守されたか否かの判断は、ADAMSで居場所情報提出として記録
される時刻について日本時間（JST）を基準として行う。

4 居場所情報関連義務違反

4.1 義務違反の種類

居場所情報関連の義務違反には、以下の2つがある。

4.1.1 提出義務違反

以下のいずれかの場合において、提出義務違反に該当する。

- i) 期限までにいかなる居場所情報も提出しない場合、
- ii) 居場所情報を更新しない場合、
- iii) 検査のために競技者の居場所を特定するために必要な情報が含まれていない場合

4.1.2 検査未了

指定した60分の時間枠において検査に応じることができない場合、検査未了
に該当する。

4.2 義務違反に対する罰則

4.2.1 JADA-RTP

JADA-RTP 競技者は、12ヶ月の間に3回の居場所情報関連義務違反をした場
合、日本規程及びISTIに従い、日本規程2.4項のアンチ・ドーピング規則違
反となる。

4.2.2 JADA-TP

JADA-TP 競技者は、本4.1項の義務に違反した場合であっても、ISTI 付属文
書Iが定める居場所情報関連義務違反が記録されない。ただし、違反の状況や
回数により、JADA-RTPに変更する場合がある。

5 登録及び除外の手続

5.1 方式

JADA-RTP/TPの登録及び除外は、以下の方式によって行う。

5.1.1 国内競技団体からの申請に基づく登録又は除外

競技者が所属する国内競技団体は、「新規登録申請書」又は「除外申請書」を JADA に提出することにより登録又は除外の申請を行い、JADA はその申請についての審査を行って登録又は除外するかを決定する。JADA はその決定について国内競技団体に通知する。

5.1.2 JADA による登録又は除外

JADA は登録又は除外が必要と認める競技者を決定し、それについて国内競技団体に通知する。

5.2 スケジュール

5.2.1 国内競技団体からの申請に基づく登録又は除外

国内競技団体からの申請に基づく登録又は除外は、以下のスケジュールで行う。

申請期間	決定通知	居場所情報提出
4月～6月末	7月末	(登録) 第4四半期(10月～12月)分から (除外) 第3四半期(7月～9月)分まで
10月～12月末	1月末	(登録) 第2四半期(4月～6月)分から (除外) 第1四半期(1月～3月)分まで

5.2.2 JADA による登録または除外

JADA による登録又は除外は、以下のスケジュールで行う。

通知期間	居場所情報提出
6月～7月末	(登録) 第4四半期(10月～12月)分から (除外) 第3四半期(7月～9月)分まで
12月～1月末	(登録) 第2四半期(4月～6月)分から (除外) 第1四半期(1月～3月)分まで

5.2.3 例外

例外的に、前2項に規定するスケジュール以外での登録又は除外を行うことがある。

5.3 登録における JADA-RTP/TP 競技者の決定

5.3.1 国内競技団体からの申請に基づく登録の場合

国内競技団体からの申請に基づく登録の場合、国内競技団体は登録に際して JADA-RTP 競技者か JADA-TP 競技者かについての指定は行わず、JADA が諸条件を勘案して競技者を JADA-RTP 競技者と JADA-TP 競技者のどちらに登録するか決定して国内競技団体に通知する。

5.3.2 JADA による登録の場合

JADA による登録の場合、JADA が諸条件を勘案して競技者を JADA-RTP 競技者又は JADA-TP 競技者のどちらに登録するか決定して国内競技団体に通知

する。

6. 登録変更

JADA は、競技者について JADA-RTP から JADA-TP に、又はその逆に登録を変更することがある（以下、「登録変更」という）。登録変更のスケジュールは本 5.2.2 項および 5.2.3 項に準じる。

7. 引退及び復帰

7.1 引退

JADA-RTP/TP 競技者が競技から引退する場合、日本規程 5.6.4 項及び ISTI 付属文書 I.2.4.b 項に従い、所定様式の「引退届」を所属競技団体経由で JADA に提出しなければならない。JADA は、引退届を受理し、RTP/TP から当該競技者が除外される旨の通知を競技者及び所属競技団体に書面により通知する。

7.2 復帰

引退届を提出して引退した JADA-RTP/TP 競技者であった者が競技復帰する場合、日本規程 5.7 項に従い、所定様式の「復帰届」を所属競技団体経由で JADA に提出しなければならない。復帰届は、競技会に復帰する 6 ヶ月前までに提出しなければならない。

8. 中学生以下の特例

中学生以下の JADA-RTP/TP 競技者は、居場所情報を提出しなくてもよいものとする。

以上

附則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。